令和6年度第3回石狩市子どもの権利に関する条例検討委員会　議事録

【日　時】令和6年9月25日(水) 13時30分～15時00分
【場　所】石狩市役所4階 401･402会議室
【出席者】委員:12名、アドバイザー:1名、事務局:5名

	役 職	氏 名	出欠	役 職	氏 名	出欠
委員	委員長	小山 和利	出席	委員	坪田 清美	出席
	副委員長	伊藤 美由紀	出席	委員	長谷川 洋子	出席
	委員	佐藤 勉	欠席	委員	細田 幸男	欠席
	委員	新田 大志	欠席	委員	細谷 准一	出席
	委員	星野 ゆかり	出席	委員	大森 由紀子	出席
	委員	今西 浩子	出席	委員	時任 千恵	出席
	委員	近藤 宏	出席	委員	穴田 めぐみ	欠席
	委員	重山 麻人	出席	委員	朝倉 恵	出席
アドバイザー		松倉 聡史	※出席	※リモート		

	所 属	氏 名
事務局	子育て推進部長	田村 奈緒美
	子育て推進部 子ども政策課長	青木 祐一郎
	子育て推進部 子ども政策課主査	中川 陽子
	子育て推進部 子ども政策課主査	田原 朋学
	子育て推進部 子ども政策課主任	松田　裕

【傍聴者】なし

【次 第】
1, 開 会
2, 議 事
（1）パブリックコメント結果について
（2）条例案について
3, その他
次回会議について
4, 閉 会

【1, 開会】

（事務局:青木課長）

定刻となりましたので、これより令和6年度第3回石狩市子どもの権利に関する条例検討委員会を開催いたします。本日の会議は1時間程度を予定しておりますので、よろしくお願いします。本日の出席状況を報告いたします。

委員16名中、12名の出席です。石狩市子どもの権利に関する条例検討委員会設置要綱第6

条第2項の規定により、委員の半数以上が出席されておりますので、本委員会が成立していますことを報告いたします。続きまして、資料の確認を行います。本日の資料は、まず会議次第と委員名簿、資料1：パブリックコメント結果について、資料2：条例案、資料3：規則案（参考）となります。

資料はお揃いでしょうか？不足がありましたら、事務局までお申し付けください。

それでは、この後の進行を小山委員長にお願いします。委員長、よろしくお願いいたします。

【2,議事(1)パブリックコメント結果について】

（小山委員長）

皆さん、こんにちは。本日は、8月に実施したパブリックコメントの結果について報告を受けるとともに、いよいよ12月議会に上程となる条例案についてご意見を頂戴したいと思います。

それでは議事に入ります。はじめに、パブリックコメントの結果について、報告を受けたいと思います。事務局、よろしくお願いします。

（事務局：中川主査）

それでは、こどもの権利に関する条例骨子のパブリックコメント結果について報告します。

資料をごらんください。パブリックコメントは8月1日から8月31日まで、一般用のパブコメのほか、こども向けにも実施しました。

一般用パブコメについては、4件の意見がありました。

意見の内容は、条例の名称について「こどもの権利に関する」ではなく「石狩市こどもの権利条例」が良いというご意見や、こどもの権利に関する施策の進行状況についての調査結果を石狩市子ども・子育て会議に報告し、評価と意見を求めるのであれば、子ども・子育て会議条例を改正し、所掌事務に明記する必要があるのではないかというものでした。

条例名については、のちほど皆様のご意見をお伺いしたいと考えております。また、子ども・子育て会議の所掌事務については、この後お示しする条例案にもありますとおり、条例の附則で当該条例を改正する旨、明記することとして、対応したいと考えています。

また、こども向けのパブリックコメントについては、パブリックコメント（やさしい版）として、チラシや動画を作成しました。

市内小中学校にも協力をいただいて、チラシを児童生徒1人1人に配布して、ホームルームや授業などで先生からこどもたちに説明していただき、2次元コードから入力フォームで回答してもらいました。提出件数は1,881件で、市内小中学生の約4割から回答いただいたところです。内訳は中学生が約6割、小学生が約4割となりました。

パブコメの内容としましては、「こどもの権利を知っていましたか？」という問いには、「良く知っていた」が9%、「聞いたことはあった」は37%、「初めて知った」は54%。

こどものけんり（権利）をまもるためのルールをつくることについて

「良いことだと思う」が83%、「あまりよくない」が2%、どちらとも言えないが5%、分からないが10%となっております。

自由記載欄の内容としましては「こどもの権利を大人にも知ってもらった方がよい」「この条例を大人全員が守ってほしい」というご意見や「前文が長い」などの感想、また、学校に関する要望（例えばエアコン設置してほしい）など、さまざまなご意見をいただきました。なお、直接条例に反映すべき意見はありませんでした。

現在、取りまとめ作業を行っていますが、これらの意見への回答については、（例えば学校に

関する要望など)子ども政策課だけでは回答できないものもありますので、後日庁内の各所管に照会してまとめ、回答したいと考えております。

説明は以上です。

(小山委員長)

ありがとうございました。パブリックコメント結果についての報告がありました。一般のパブコメが4件、キッズ版パブコメが1,881件とのことでした。コメントに対する回答の方向性についても、案が示されましたけれども、はじめに、アドバイザーの松倉先生から、パブリックコメントの結果について、ご意見・ご感想をいただきたいと思います。松倉先生いかがでしょうか?

(松倉アドバイザー)

こどもたちのアンケートの中で、初めて知ったという回答が54%ということでしたが、まだまだこどもの権利に関して広く知られていないなという感想です。これはどういうところにあるかというと、子どもの権利条約の第42条に広報義務というものがあるんですが、これがしっかりとなされていないということ。また、学校の先生自体が、子どもの権利条約のことを十分に知っていないし、広報もしていないということで、こどもたちが、こども条例を作るということに対する主体的な意識というものが低いのかなと思います。

こども条例を作って、権利を主張し、権利を活用するのがこども自身ということを考えたら、もっと、条例を作る過程においても、こどもの意見を取り入れたり、出来上がったこの条例も、こどもたちがしっかりと権利を主張し、使っていけるように、学校も家庭も地域も含めて、しっかりと受け止めていく必要があるのではないかと思います。パブリックコメントを含めた意見に対する私からの感想は以上です。

(小山委員長)

ありがとうございました。課題についてのご指摘があったと思います。

続きまして、委員の皆さんからもご意見をいただければと思います。

(細谷委員)

今回の条例の進行管理や評価を子ども・子育て会議で行うということに気づいてなかったのですが、この会議がそうした対応を行う機関としてふさわしいのかどうかを判断するのに、どのような顔ぶれで、どのような目的で作られているものなのかということを教えてもらいたいのですが。

(青木課長)

子ども・子育て会議の所掌事務は、こどもの施策全般の進行管理や評価を行うというものですが、そのメンバーのうち6名が、この条例検討委員会のメンバーと重複しております。

今回のパブコメでの指摘は、そこで進行管理をやるなら、所掌事務にはっきりと書いた方がいいのではというものだったので、後ほどご説明する条例案の附則の中で所要の改正をしようと考えているところです。

(細谷委員)

具体的にはどのような立場の方たちが集まっているのか教えていただけますか?

（青木課長）

子ども・子育て会議のメンバーは、学識経験者として、委員長の藤女子大教授のほか、子ども相談センターの相談員、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方々から、副委員長に、NPO法人こども・コムステーション・いしかりの理事長のほか、石狩市保育所連絡協議会、石狩市私立認定こども園振興会、石狩市校長会、子育て支援ワーカーズぽけっとママ、NPO法人ジェルメ・まるしぇから、それぞれメンバーを出していただいておりまして、このほか、こどもの保護者として2名、一般公募の2名の計12名の委員で構成されています。

（細谷委員）

子ども・子育て会議において、新たにこどもの権利の推進計画の進行管理等を所掌することについては、了解されているのですか？

（青木課長）

8月の第1回会議の中でお示しし、了解をいただいております。

（小山委員長）

よろしいですか？ほかにございませんか？

（近藤委員）

パブコメの意見にもありますが、条例の名称として、「こどもの権利に関する～」の「関する」は私もいらないと思うんですよ。こどもの権利条例の方がすっきりしていいんじゃないかと。これを取ると何か手続的に問題があるんですか？

（青木課長）

手続的には、問題はないです。ただ、この条例は、こどもの権利だけではなく、保護者等の役割や救済機関、救済の申し立て、推進計画、啓発月間など、幅広く規定していることから正式には「関する」を付けたままとし、親しみを込めた通称として「こども権利条例」と呼ばれることで浸透していければいいのかなというふうに考えております。

（近藤委員）

子どもの権利条約も、「～に関する」という言葉は入ってないですよね。事務局の言ってることもわかるんですが、それにしても「関する」はいらないんじゃないかと思います。

それともう一つ、アンケートの結果で、こどもの権利を知らないこどもが半数以上いるという話でしたが、こどもの権利については、こどもだけでなく、市民、おとなに向けての周知啓発が必要だと思います。たまたま、私ども私立認定こども園振興会の全国団体の方でも、子どもの権利条約のパンフレットを作成してるんですが、今後、こうした冊子なども活用して、周知啓発を進める必要性は確実にあると思います。

（小山委員長）

ありがとうございます。条例の名称に関してと、周知啓発に関するご意見でした。
ほかにございませんか？

（大森委員）

私も、「～に関する」という言葉が引っかかっていましたが、事務局の説明を聞いてみると、なるほどそうかなという風にも思いました。捉え方の違いかと思いますが、他の皆さんはどのように考えているのか教えてもらえないでしょうか。

（星野委員）

私も、「～に関する」はいらないと思います。事務局の説明のとおり、広い範囲を規定するものだということであれば、「関する」があってもいいのかなとは思いましたが、かえって、こどもがわかりづらく難しいのであれば、シンプルにこどもの権利条例ということで、周知を進めるうえでも簡単な方がいいのかなと思いました。

（重山委員）

要は目的だと思います。広く周知して理解してもらうことを重視するのであれば、シンプルにわかりやすくしたら良いと思いますし、条例の本質を捉えるなら、「～に関する」があっても良いのかなと思います。

使い分けるという話もありましたが、逆に混乱するのではないかという気もしますが、条例の本質とわかりやすさを両立するのであれば、そういう方法もあるのかなと思います。

すみません。

（田村部長）

参考までにお伝えしますが、皆さんにもなじみの深い市民参加条例や手話条例なども、正式名称は「石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例」「石狩市手話に関する条例」となっております。周知の仕方なのかなと思います。市役所的には「関する」を付けるのが一般的ですが、強制ではないので、皆さんの議論の中で方向性を見出していただければと思います。

（細谷委員）

言葉から受ける印象だと思うんですよね。こどもの権利条例というのはかなりインパクトの強い言葉だと思うんです。いろいろなものを付けてこどもの権利を守っていきましょうとするのであれば、正式名称は、「～に関する」条例というものになっていくのかなという気がします。

要は「関する」という言葉を使って何が起こるかということですよね。こどもの権利を主体として、そこに関わるものをさまざまな面で入れていくという、そこで縛っていくのであれば良いのですが、そこにいつの間にかあまり関係のないものまで入ってきてしまうような形になるとすれば、それはちょっと違うのかなという気もします。

こどもたちの参加があって、条例の見直しをしていく中で、こどもたちの意見を聞いて、そこで「関する」というものがなくても良いということになれば、その段階で取ってもいいのではないかと思います。

（伊藤委員）

この条例は石狩市で定めるものであって、その中身は石狩市民がどう考えていくのかということなので、「関する」という言葉があっても無くても、その内容は自由に決めて良いのではないかと思います。いろいろな中身が入るからと言って、「関する」という安全策を取らなくても、私は問題ないのではないかと考えていました。

（朝倉委員）

「関する」は、日本独特の言い回しではないかと思います。子どもの権利条約も、英語表記では“Convention on the rights of the child”ということで「関する」という単語は入ってないですよね。なので、必ずしも「関する」を入れなきゃいけないとは思わないです。これまでの慣習で、役所的にはそれが入らないと不安という風になっているのかもしれませんが、一般市民からみると、そうした感覚がないので、余計なものが付いているという印象を受けるのではないかと思います。

この条例は、市民のため、特にこどものためのものなので、市役所の方で、しっかりと説明できて問題ないのであれば、「関する」を抜いても良いのではないかと思いました。

（坪田委員）

こどもの権利を守るために必要なおとなの役割とか組織とか、そういうものは、「関する」を入れようが入れまいが、こどもの権利を守るということを突き詰めればおのずと出てくるものなので、私は、「関する」はなくても良いと思います。

（長谷川委員）

おとなの役割なども、こども側からみれば「おとなにこうしてもらうことができる」という権利ですよね。ですから「関する」はなくても、こどもの権利条例でいいのではないかと思います。

（今西委員）

わたしも皆さんと同意見で、「関する」が入らなくてもいろいろなことが規定できるなら、無理に長くしなくても、シンプルにこどもの権利条例で良いと思います。

以前いただいた資料の中で、富士市の子どもの権利条例も、「関する」は入っていなくてもいろいろなことが盛り込まれていました。なので、これからどんどん時代も変化していく中で石狩市も変わるきっかけになってもいいんじゃないかと思いました。

（小山委員長）

ありがとうございます。この委員会では、「関する」は使わない方向でまとめてほしいということで整理したいと思います。

あとは、法規的な事情もあると思いますので、その辺は事務局の方で対応をよろしくお願いします。

また、このほか、こどもたちから出された意見もたくさんあったと思いますが、それらについても今後の取組に生かしていただければと思います。

【2，議事（2）条例案について】

時間の関係もありますので、次の議事に移っていきたいと思います。

議題2の条例案について、事務局より説明をお願いします。

（中川主査）

石狩市こどもの権利に関する条例（案）について説明します。 資料をご覧ください。

昨年度から本検討委員会でご検討いただき、パブコメで示した骨子をベースに、理念や仕組

み、施策などが相互に補完し合うような内容を備えた総合的な条例となる要素を網羅しつつ、札幌市や北広島市などの規定を参考としながら作成しました。

条例の構成は、まず、「前文」として、検討委員会でのこれまでの議論を踏まえ、骨子の表現をそのままの形で載せております。

第1章以降についても、基本的にはパブコメに掛けた骨子をベースに作成しており、2ページ第1章　総則では、第1条に目的、第2条にことばの意味を規定しており、3ページの第2章　こどもにとって大切な権利では、第3条から第6条までに4つの権利を、第3章　こどもの権利を保障するための役割では、第7条におとな、第8条に保護者、第9条にこどもに関係する施設の役割、第10条に市の責務について規定しております。

4ページ　第4章　こどもの意見表明と参加、第11条でこどもの意見表明、12条でこどもの参加について規定しております。

これらに対しまして、次の第5章「こどもの権利侵害に関する相談と救済」については、骨子では概要記載となっておりましたが、附属機関として具体的な組織体制とその職務を明示する必要があることから、他市の条例も参考としつつ、その細部について規定したところです。

第13条では、こどもの権利侵害に対する速やかな対応と回復に向けた支援を行うための組織として「石狩市こどもの権利救済委員会」を設置することとして、その定数、求められる要件、任期等について規定しており、

第14条では、救済委員会の職務内容として、一般的な相談対応、助言支援のほか、申立てに基づく事実関係の調査・調整、調査結果に基づく市の機関への是正措置の勧告と意見表明、市以外の機関への是正要請の提言について規定しております。

第15条では、「救済委員会に対する申立て」について、その対象となる内容と事務手続きについて、第16条では、救済委員会がその職務を行う上で必要な責務について規定しており、

第17条では、これら救済委員会の職務の遂行に対する必要な支援と協力について、

第18条では、第14条で規定する救済委員会の是正勧告や意見表明、是正要請の提言などを尊重し、必要な措置を講ずるよう努めるほか、市長からの措置状況の報告などについて規定し、第19条では、救済委員会は活動状況を毎年報告し、市はそれを公表すること、そして最後の第20条では、救済委員会の職務を補佐する「石狩市こどもの権利調査相談員」の配置について定めたところです。

7ページ第6章の条例を推進するための仕組みについても、基本的に骨子をベースに規定しており、第21条にこどもの権利の普及啓発、第22条に推進計画の策定、第23条に計画の進め方と評価、そして、第7章　雑則で第24条に委任について規定しております。

続く、附則では、　パブコメの意見も反映して、石狩市子ども・子育て会議条例を一部改正し、その所掌事務に、本条例の推進計画の進行管理を加えるほか、非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、救済委員の報酬について、必要な規定を盛り込むこと、

このほか、救済委員の選任等に係る準備行為に係る規定、条例施行後5年を目途とする見直し規定についても、併せて附則で定めることとしております。

また、参考としてお配りしております規則案には、条例の施行に必要な細目を規定しており、具体的には、救済委員会の委員長、会議における協議事項、調査相談員の職務のほか、救済の申立て、調査に係る同意や通知等の諸手続き、身分証明書の携帯や秘密の保持などの内規について定めたところです。

なお、条例案については基本的な内容はこのままとなりますが、現在、並行して市の法制担当とも協議中のため、その結果により、本日の議論とは別に、表記の変更、文言修正など、案が修正となる可能性があります。予めご承知願います。

説明は以上です。

（小山委員長）

ありがとうございました。これまで検討委員会の議論で多くの時間を割いた「前文」については、ほぼ骨子案そのままの形で表現されており、その他についても、基本的にパブコメに示した骨子案の構成と内容を基本に条文が作成されているようです。また、第5章の「こどもの権利侵害に関する相談と救済」については、概略記載となっていた骨子案とは異なり、附属機関として、具体的な組織体制とその職務等について明示する必要性から、細部について規定した内容となっているようです。

それでは、この条例案について、はじめに、アドバイザーの松倉先生から、ご意見をいただきたいと思います。 松倉先生いかがでしょうか？

（松倉アドバイザー）

先ほどの議論に私の方からも付け加えさせていただきたいと思います。条例に「関する」を付けるか付けないかという議論ですけれども、全国的にみると、条例には、「関する」が付くものと付かないものが両方ともあります。権利条約については、政府の訳では、「児童の権利に関する条約」とされていますが、通称では「子どもの権利条約」という形で呼ばれていますので、条例についても、各市町村の考え方で進めていただいて構わないのかなと思います。

また、条例案については、非常に練られた前文にもなっており、それぞれ必要なこどもの権利についても盛り込まれておりますし、市の責任ですとか、市長の動きなど、そういった内容も入っているのでいいのではないかという印象です。

あと、条例に基づく施策の実施状況の評価や、それに基づく検証というところは、最近の武蔵野市の条例でも、条文の中にしっかりと盛り込まれていますので、そういったところの検討も必要ではないかと思います。

最近の傾向として、条例が作られてそのままということではなく、それが、学校や地域で、またこどもたちにも広く伝わっているのか、そして、こどもたちにちゃんと使われているのかというところを、しっかりと評価、検証していくことが大事なのではないかと思っております。

以上です。

（小山委員長）

ありがとうございました。評価・検証の重要性というところで、それが条文の中に組み込んでおくことが必要なのではないかというご意見だったかと思います。

それでは、委員の皆さんからもご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

（細谷委員）

第14条の救済委員会の職務についてですが、その一番最初に、こどもの権利に関する相談に応じ、必要な助言や支援を行うことと書いてありますが、これ、私の中では調査相談員の職務ではなかったかという理解だったのですが、そうでないと、救済委員は常設でなければならないということになるんじゃないでしょうか。この条文を見る限りでは、救済委員会は常設されていて、その中に相談員が入るというように見えてしまうんですが、そうなると、常に3人の救済

委員さんがどこかにいるということになるわけで、それは現実的に無理ではないかなという気がします。

（青木課長）

救済委員会については、附属機関として救済委員3名による合議体で組織するものですが、通常は、定期的な会合の中で、相談員の活動報告を受けたり、必要に応じて、相談内容のアドバイスをしたりという形を想定しています。

相談員については、通常、既存の相談機関や直接入ってくる相談の一次受けの窓口として、対応することとしておりますが、その内容によって、急を要するときや専門的な判断が求められるようなときは、救済委員に連絡を取って判断を仰ぐということもあると思います。

ただ、そのために常設の救済委員会を置くということではなく、常に連絡を取れる体制を確保しておくということになろうかと思います。

（細谷委員）

我々の中ではそこは了解事項だと思うんですが、条文としてこのような形で出てしまうと、救済委員会は常設だと誤解されるのではないかという気がします。

この条文からは、以前のイメージ図で説明のあったものよりも、救済委員会が何でもかんでもやる形になってしまったような印象を受けるので、条文は縛るところはしっかり縛るという形で、記載した方が良いのではないかという気がします。

（青木課長）

そのような誤解を受けるということであれば、書きぶりについて検討できるところがあれば検討したいと思います。

（大森委員）

松倉アドバイザーから話のあった評価と検証については、条例のどこに入れていく形になるのか、それとも、現在の案に入っているから良しとするのか、どちらになるのでしょうか。

（青木課長）

評価と検証については、第23条にありますとおり、施策の進行状況を毎年度調査し、石狩市子ども・子育て会議に調査結果を報告して評価や意見を求めるとともに、その内容を公表し必要に応じ改善を行うこととしております。

武蔵野市では、こどもや擁護委員の意見を聞くというところまで記載されておりますが、本市としては、石狩市子ども・子育て会議を通して、必要な評価検証を進めてまいりたいと考えているところです。

（坪田委員）

第20条に、調査相談員は救済委員会の職務の遂行を補佐するとあるんですが、相談員がメインで、附属機関が救済委員会ということだと思うんですが、これ補佐でいいんですか？

（青木課長）

附属機関とは、自治法上の附属機関であって、相談員に付属する機関という意味ではありません。ですから、条例案第20条に記載のとおり調査相談員は救済委員会の職務の遂行を補佐

するために設置されるものとなります。

（細谷委員）

規則を見たんですが、規則では、救済委員会議は別のものになってますよね。救済委員会議は救済委員で構成される市長の附属機関ということですよね。救済委員会という中に、これが入ってるのがおかしいんじゃないかと思うんですよね。市長の要請で会議を行って、そこで動くとしたら、図の中から外さないとならないんだろうと思うんです。

特別に権限を持つ組織でないとだめだと言ってたと思うんですが、その辺があいまいになっているように思います。

（青木課長）

市長の附属機関としての救済委員会を置き、そこがメインとなって動き、これの窓口として相談員を置くというのは間違いないところです。これらが誤解のないような表現ができるかどうかについては、改めて法制とも協議してまいります。

（星野委員）

今の話とは別なんですが、私は前文の最初の部分のいじめと虐待という表現がやっぱり引っ掛かりがあります。ここまでいるのかなという・・・。そのあとの「こどもの声を聴き、意見を尊重して一緒に考え、」というのはすごく良いと思うんですが、条文に入っていくと、保護者や施設の役割の方では、「こどものために最も良いことを一番に考え」という風になっていて、これはおとなの側の一番であって、こどもが置き去りになっているような気がしてしまうので、前文と同じように「一緒に」という表現が入っていればいいなと思います。

また、身近なところに安心できる居場所や頼れる人がいるっていうことが、こどもの声を聴くという視点で、こどもにとって一番大切なところだと思います。

第11条では、こどもが意見を表明しやすい環境の整備に努めるとか、必要に応じてこどもの意見を代弁するという記載もありますが、安心できる環境や信頼できる人材の育成がないと、こどもたちが話せる人に出会えるのかなという気がして、その辺についても前半と同じように入れてほしいなと思いました。

（坪田委員）

虐待などの会議だと、関係する皆が集まって話し合うというスタイルなんですが、権利救済委員会の方はそのようなものはないんですか？

（青木課長）

救済委員会は、相談者の意向を踏まえて動くということになるので、相談者との話の中で、既存の組織がいいということであれば、今話のあった要対協等の協議会を通した解決を目指すこともありますし、そちらではなく権利救済委員会に相談したいということなら、こちらが専門的な立場で動くということになると思います。

（小山委員長）

虐待の対応でも、個別に必要なことは要対協でやりますけど、虐待に至るその権利侵害の組織上の問題などは、この権利救済委員会の方で対応していくということでいいんですよね。

（長谷川委員）
　虐待などの場合、権利救済委員会の方から要対協などに相談に来るということですか？

（青木課長）
　相談が来た段階で、相談者の意向も聞いたうえで、必要に応じてそういうところを紹介するということもあると思います。

（長谷川委員）
　調査相談員というのは権利救済委員会の中の人なんですか

（青木課長）
　当初はそういうイメージだったんですが、権利救済委員と表記していた部分を、その意思決定が合議によるものなので、これを権利救済委員会としたことから、調査相談員はその中には入っていませんが、両者含めて一体的な救済機関という形になろうかと思います。

（長谷川委員）
　相談員から救済委員会の方にいかないで、直接、要対協に話が行くということですか？

（青木課長）
　相談のケースによると思います。

（小山委員長）
　要対協でやるべきと判断されれば、要対協での検討になるかと思うんですよね。

（長谷川委員）
　その辺は相談員の判断一つということですか。

（青木課長）
　ケースに応じて対応をしていくということです。これからスタートするものなので、最初から調査相談員がいろいろと判断するのは難しいと思いますが、その辺は、事務局、権利救済委員のアドバイスも受けながら対応していくことになろうかと思います。相談員が経験を積んでいった中では、一定の判断も可能になってくるだろうと考えております。

（細谷委員）
　権利救済委員会の会議の目的は、個別の案件を解決するということなんですか？私は、組織的なものというかシステムの改善などを働きかけるというのが役割かと思っていたんですが。
　既存の組織の対応が、十分じゃない時に、しっかり対応しろというのが権利救済委員会で、個別案件に対応するというのは目的が違うんじゃないかという気がします。

（青木課長）
　権利救済委員会の職務については、委員がおっしゃる部分ももちろん持っていますが、もっと広い部分での権利の救済機関となりますので、傾聴するだけで済むもの、他につなげて対応できるものなどもあれば、個別の案件について、直接、調査して改善を要請していくなどの対

応も出てきます。それらを分けて考えるのではなく、幅広く対応させていただければと考えております。

（小山委員長）

ありがとうございます。

そろそろ予定のお時間となりましたので、この辺で議論を終了したいと思います。

いろいろとご意見をいただきありがとうございました。

本日いただいたご意見を踏まえ、事務局の方で条例の最終案を取りまとめていただくことになります。

並行して行われている法制部門のチェックや議案の審査手続きなどもあって、日程的にこの委員会で最終案を再度確認することはできません。

このため、最終案については、検討委員会を代表して、私の方で確認させていただくこととして取り進めたいと思いますので、ご了承願います。

最後に、事務局から何かありましたらお願いします。

（青木課長）

長時間にわたりご議論をいただきありがとうございました。

委員長からお話があったように、条例案は、本日いただいたご意見を踏まえた最終調整と、法制部門のチェックを経て、10月には議案の審査に掛けることになります。

このため、議会の上程前に、皆様に案を確認いただくことができないことから、最終案は委員長の確認をもって議案とすることとし、最終となる次回の委員会では、12月議会の審議結果と来年度の予算案などについても情報提供できるよう準備を進めてまいります。

従いまして、次回の委員会は、年明けの1月頃を予定しておりますが、詳しい日程につきましては、後日調整の上お知らせいたします。以上です。

（田村部長）

委員の皆さま、並びに松倉アドバイザーには、昨年7月から1年間という短期間の中で、条例制定に向けて積極的なご議論をいただき、誠にありがとうございました。

こどもの権利の救済に関しては、活発なご議論をいただきまして、救済機関と既存の相談機関の連携というところにも目を向けて、これからまた条例案を見直してまいりたいと思います。

そして、この条例案は、11月29日開会予定の石狩市議会第4回定例会の方に上程し、会期中の厚生常任委員会でご議論いただき、12月18日の議会最終日に条例が成立する予定となっております。

皆さん、お時間がありましたら、ぜひ議会を傍聴いただきまして、条例の誕生を一緒に見守っていただければ嬉しいなと思います。お越しになれない方もいらっしゃると思います。そういう方は、石狩市議会Youtubeでもライブ配信されておりますので、ご覧いただければと思います。

こどもの権利条例の制定というのは、石狩市にとって本当に大きな取組でした。私たちも何とか手探りでやってまいりましたが、大変短い期間で条例案を作るところまで持って来れたのは、委員の皆さんと松倉先生のおかげだと思っております。大変感謝しております。本当にありがとうございました。

（小山委員長）

ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして令和6年度第3回石狩市子どもの権利に関する条例検討委員会を閉会します。皆さん、お疲れ様でした。

令和6年10月22日議事録確定

委員長　小山和利